	14.9%	アメリカ合衆国ドル		4,741	3,852	3,407	2,963	
2,667	2,370」に改め、同表アフリカの項中「セーシェル						33.3%	
ユーロ						959」を「セー		
	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079			
	14.5%	アメリカ合衆国ドル		4,893	3,975	3,517		
ジェル								
3,058	2,752	2,446」に改める。						

別表第二のうち二　総領事館の表アジアの項中「カラチ　21.2%

アメリカ合衆国ドル	2,712	2,399	2,086	1,877	1,669」を「カラチ		
						ダバオ	
21.2%	アメリカ合衆国ドル		2,712	2,399	2,086	1,877	
19.7%	アメリカ合衆国ドル		2,921	2,584	2,247	2,022	
1,669							
1,798」に改める。							

附　則

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
内閣総理大臣　安倍　晋三

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十二号

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平和維持活動局及びフィールド支援局」を「平和活動局及び活動支援局」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

防衛大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十三号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項、第三項及び第六項並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五条第一項中「一般競争入札に参加する者」の下に「（当該特定地方公共団体の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者にあっては、国内の供給者（物品等又は特定役務を提供し、又は提供しようとする者であって、国内に事業所を有するものをいう。）及び欧州連合の供給者に限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

駐車場法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十四号

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一　道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同条第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）